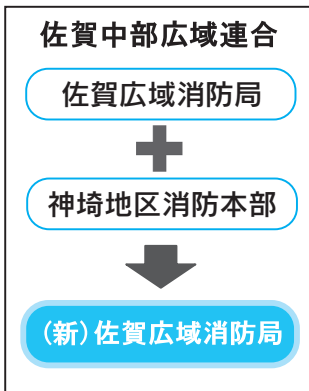


# 平成25年4月1日から新しい佐賀広域消防局がスタートします

新しい佐賀広域消防局とは・・・

新しい佐賀広域消防局では・・・



佐賀中部広域連合管内（佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町）の、佐賀広域消防局と神埼地区消防本部が統合し、新しい佐賀広域消防局となり、佐賀中部広域連合における消防に関する事務（消防団と水利に関する事務を除く）を行います。  
 ※統合に関しては神埼地区消防事務組合発行の「火の見やぐら」にも掲載します。

## 広域化による効果！

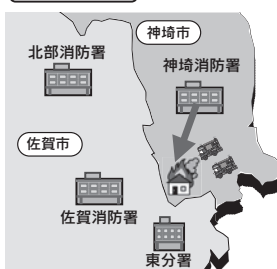
- 本部業務の集約により、現場活動要員の充実を図ります！
- 「119番」通報を一括して受信し、現場に最も近い消防車や救急車が出動します！
- 吉野ヶ里町と多久市に出張所を新設します！
- 複数の場所で同時に発生した災害にも迅速な対応が可能になります！
- 大規模災害時に、初めから必要な消防車や救急車の出動が可能になります！



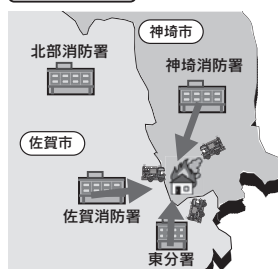
○総務や予防などの本部業務は佐賀広域消防局で行います。  
 ○消防への申請や届け出などの窓口業務は、今までどおり各消防署で行いますが、一部変更になる部分がありますので、最寄りの消防署にご確認ください。  
 ○火災・救急通報などの「119番」は、これまで神埼地区消防本部指令室で対応していた、神埼市、吉野ヶ里町、佐賀市三瀬村も、佐賀広域消防局の通信指令室で対応します。

## 迅速で効果的な出動が可能

広域化前



広域化後



広域化前



広域化後



- これまで管轄が違うことで出動できなかった災害にも直近の消防署から出動が可能となります。
- 災害現場に最も近い消防車や救急車が出動することで現場到着時間が短縮されます。

- 災害が多発した場合にも他の消防署から出動するため迅速な対応が可能となります。
- 複数の消防署から出動することで、消防車や救急車の増強がスムーズに行えます。

### ◎問い合わせ先

佐賀中部広域連合内 常備消防広域化検討委員会事務局(佐賀広域消防局 総務課内)

☎33-6763 F A X 31-2119

〒849-0915 佐賀市兵庫町大字藤木947番地2

ホームページ：<http://www.bunbun.ne.jp/sagafire/kentou/index.html>



後期高齢者医療制度および神埼市国民健康保険の加入者の方  
または他の医療保険の加入者の方へ

医療と介護サービスを利用して世帯の負担を軽減する

## 〈高額医療・高額介護合算療養費制度〉のお知らせ

### 高額医療・高額介護合算療養費制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用して  
している世帯の負担を軽減するもの  
で、世帯内の各医療保険の加入者の方  
が、1年間に支払った医療保険と介護  
保険の自己負担額を合計し、基準額を  
超えた場合に、その超えた金額を支給  
するものです。

※医療費または介護サービス費の自己  
負担額のいずれかが0円の場合、支  
給対象となりません。

### 支給要件・支給額は？

平成24年度については、世帯内の医  
療保険の加入者の方が、1年間(毎年8  
月～翌年7月)に支払った医療・介護保  
険の自己負担額が(別表)の基準額を超  
える場合にその超えた額を支給します。

- ・ 高額療養費や高額介護サービス費の  
支給を受けている場合は、それらを  
差引いた自己負担額で計算します。
- ・ 同世帯であっても、加入している医  
療保険が異なる場合は、別々に計算  
します。
- ・ 70歳未満の人は、1カ月に同一医療  
機関ごと、入院、通院ごと、診療科

### 支給例(【別表】の所得区分Ⅱの方の場合)



※申請により差額の約29万円が支給されることとなります。

- ・ ごとに21,000円以上となった  
自己負担額のみ合算対象とします。
- ・ 食費、居住費、差額ベット代などは  
合算対象となりません。
- ・ 算定された支給額が500円以下の  
場合、支給対象となりません。

### 【別表】◆支給額を計算する際の基準額(自己負担限度額)

※平成23年8月から平成24年7月末までの分を合算します。

所得区分	後期高齢者医療 + 介護保険		国民健康保険+介護保険	
	75歳以上	70～74歳	70歳未満	70歳未満
上位所得者 ※ <sup>1</sup>	—	—	—	126万円
現役並み所得者 ※ <sup>2</sup>	67万円	67万円	—	—
一般	56万円	56万円	67万円	67万円
世帯全員が 市民税非課税	区分Ⅱ ※ <sup>3</sup>	31万円	31万円	34万円
	区分Ⅰ ※ <sup>4</sup>	19万円	19万円	

- ※<sup>1</sup> 国民健康保険税の算定の基礎とな  
る基礎控除後の総所得金額が60  
0万円を超える世帯
- ※<sup>2</sup> 国民健康保険(70歳以上)、後期高  
齢者医療制度加入者で、医療費の  
負担割合が3割の人
- ※<sup>3</sup> 世帯全員が市民税非課税の人(区  
分Ⅰ以外の人)
- ※<sup>4</sup> 世帯全員が市民税非課税で、その  
世帯の各所得が必要経費・控除(年  
金所得は控除額80万円)を差し引  
いたときに0円になる人

### 対象者は？

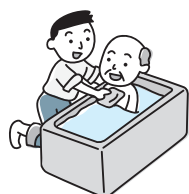
支給の対象となる方には、12月中旬に  
お知らせします。お知らせが届いた場  
合、神埼市役所の医療担当窓口へ申請  
してください。

☆平成23年8月から平成24年7月末ま  
での間に、次に該当される方は、申  
請の対象となる旨のお知らせができ  
ない場合があります。

- ・ 市町を越える転居をされた方
- ・ 他の医療保険制度から後期高齢者医  
療制度に移られた方

### 他の医療保険(協会けんぽ・健保組 合・共済等)加入者の支給申請は？

加入されている医療保険への申請と  
なります。その際に介護保険の自己負  
担額証明書が必要ですので、まず証明  
書の交付申請を行ってください。(発  
行までに約1ヶ月か  
かります。)



### ◎受付・問い合わせ先

【医療保険(国民健康保険・後期高  
齢者医療保険)について】  
神埼市役所 市民課  
☎37-0115

### 【介護保険について】

神埼市役所 高齢障がい課  
☎37-0111  
佐賀中部広域連合 給付課  
☎40-11134

## 意見、提案を受けて

②

市長 松本 茂幸

『子供たちが学校給食がまずい』と言っている。市長はどう思うか？』

「今年、学校給食共同調理場が建設されて美味しい給食が食べられると喜んでいた子供たちが、『全く美味しくない』と、不満を言っています。市長は、どう思いますか」との質問をいただきました。

学校給食共同調理場の建設は、市内の学校給食形態の統一・均衡化を図ると同時に効率化、及び、新鮮な食材を求めた地産地消による健全な給食を児童生徒にひとしく提供するために、約10億円の多額の事業費により建設したもので、神埼市が合併するときに目指したものの一つであります。



今年7月の共同調理場完成への経緯には、これまでの神埼町、千代田町、および脊振町の学校給食のあり方に差異があったため、統一化への協議には多くの意見や異論が出されたこと、沢山の時間を要したことを聞き及んでおります。また、直接、私あてに意見や苦言、要請を受けたこともありましたが、このことは、市民（保護者）の方々がい

かに学校給食についての関心が高いものであるかを示していると思っております。

新しい共同調理場は、衛生環境の完全化と給食の安全性を強く求めたもので、HACCP（ハセップ）方式を導入した調理場となっております。また、近年、アレルギーを持つ児童生徒が多くなっていることから、アレルギー食専門の調理室を備えるなど学校給食の完全化を願い積極的に取り組んできました。

### \* HACCP方式とは・・・

食品の衛生管理システムの国際標準で、危害分析・重要管理点方式のこと。食品に関して最終製品（出来上がり品）の検査だけではなく、食材の受け入れから調理、配送までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視、記録する衛生管理手法のこと。

更に、共同調理場の新築を契機に調理に係る職員の心構えの引き締めと新たな職員（臨時等）募集を行うなど、児童生徒への安全安心と美味しい給食の提供を行うための体制づくりも心がけてまいりました。

以上のように、子供たちに提供する給食への思いを持って望んできた学校給食共同調理場の運営に当たって、多くの不満と苦情をいただくとは思っていませんでした。

### 第一の意見「味（塩分）が薄い」

このことについては、小学1年生から中学3年生までの年齢幅があつて、しかも一番激しい成長期であることから、文部科学省において児童生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準が定められており、調理に使用される塩分量も小学生（低学年・中学年・高学年の3段階に区分）と中学生で4段階に区分されることとした。一般に今日、塩分および糖分ともに控えめの調理方法が求められていますが、薄味のために食べられない



いとすれば、そもそも分量を誤っているのか、この区分からして低学年の調味料の分量で調理されていたのではないかと思われます。

実際の調理現場に尋ねてみると、塩分量を誤っているのではなく、低学年の塩分濃度で調理を行っていたので、塩味が薄いと苦情、指摘を受けたとのことでした。現在は小学校中学年の基準を持って調理するように改善したので、生徒からの苦情はなくなっているとのこと。

ここで、私も初めて認識することがありました。子供たちの年齢に応じた塩分の平均摂取量が示されており、各人そのおりの摂取が出来れば良いのですが、一度に集団的に調理することから、一人ひとりについての差異は仕方ないことです。ですから、調理された給食の各自の食分量によって、その摂取量を満たしてもらうこととなっていることです。塩分について摂取量とその食分量をあらわしてみると、次の表のとりの数値となります。

以上の内容から、児童生徒には必ず残すことなく食べてもらいたいものです。しかし、児童生徒は各人体位や運動量が異なる

▼学校給食摂取基準に基づく1人1回当たりの平均摂取量およびエネルギー量

		塩 分	食事量比	エネルギー量	食事量比
小学生	低学年	2g/日未満	0.80	560 k cal	0.85
	中学年	2.5g/日未満	1.00	660 k cal	1.00
	高学年	3g/日未満	1.20	770 k cal	1.17
中学生		3g/日未満	1.20	850 k cal	1.29

小学生中学年（3・4年生）を基礎として調理されているため、中学生は小学生中学年の1.2倍の量を食べないと塩分摂取量を満たさないこととなります。また、エネルギー量を満たすには、1.29倍の量が必要です。

りますので、適切な摂取量を全て満たすことは困難でありますから、その過不足分については各家庭での朝食および夕食において補い、調整をお願いしなければならぬことだと知りましては家庭での食事に十分な配慮



と調理をお願いし、子供たちの健全な発育を願うものであります。また、個人の嗜好の範囲での美味しさ、不味さに対応することは、三千食を一同に調理することから難しいことですので、理解をお願いしたいものです。  
**第二の意見「アレルギー対応は全く出来ていない」**  
このことについては、食物アレルギーを持つ児童生徒さんへの対応をするべくアレルギー調理室を設置していただきますので、二期の配食と同時にアレルギー



がー食の給食が出来ることを期待しておりますが、出来ておらず、お許しをお願いいたします。一日も早く喜んでもらえるようにしていきますと考えております。只今、遅れながらも、共同調理場では各学校との協議を通じて情報の収集に努めており、保護者との面談の後、最終的に対応方法を決定していきたいとのことでありますので、今しばらくお待ちいただくようお願いいたします。

**今後の課題**

10月1日から15日までの10日間の給食の状況を見て感じたことがあります。それは、ご飯の食事が学校によって異なり、食べ残しの量が大きな差異があることです。10日間の一人の平均食べ残し量は、神崎小(35g)、西郷小(7g)、仁比山小(31g)、東部小(13g)、中部小(18g)、西部小(10g)、神崎中(29g)、千代田中(3g)となっております。中学校を見ると神崎は千代田の10倍近い量のご飯の食べ残しがあることです。小学校では神崎及び仁比山が多く、なぜなのか、原因が分かればと思いま



す。児童生徒をお持ちの家庭では、是非とも考えていただいたたい事象です。一つ一つ課題を見出し、検討と研究を重ね、改善に努めたい。  
要するに、子供たちが喜んで給食をいただき、健全な健康体に育ってくださることを願うものですから、施設整備の充実と、調理場に働く全職員が子供たちのことを最優先に考えて完全な昼食（給食）を提供できるように献立、調理に努めるよう、教育委員会とともに指導をしていきたい。皆さんから、お気づきの点、ご意見がありましたらお聞かせください。

どんなことでも構いません。皆様の声をお聞かせください！

**夜の市長室**

10月の神崎市役所開催分には、1人が来庁されました。

◎問い合わせ先  
神崎市役所 市長公室 ☎37-0088

○今後の予定

と き	と ころ
11月6日(火)	千代田支所
12月4日(火)	脊振支所

18:00~20:00(1組30分程度)

※当日は、来庁順で受け付けを行います。  
※お住まいの地区に関係なくお越しいただけます。



# 県住宅リフォーム緊急助成事業 申請受付中！

自ら居住する持ち家を県内の施工業者（県内に住所を有する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者）を利用してリフォームを行う場合に、工事費用の一部が助成されます。申請にあたっては、申請書類等の事前審査を受ける必要があります。

工事着工前の申請のみ補助対象となりますので、既に着工されている場合は、補助対象となりません。

## ○事前審査（祝日を除く、毎週月・木曜日）

- ◆とき 月曜日 9:00～11:30  
木曜日 13:30～16:00
- ◆ところ 神崎市役所（本庁舎）2階  
西側通路（建設課前）

## ○申請受付終了日（予定） 12月20日（木）

※受付期間内でも申請額が予算に達した場合は、  
受付を終了します。

## ○補助の主な要件

- ・補助対象住宅のリフォーム工事に要する費用が50万円（税含む）以上を対象とします。
- ・県助成額の上限は最大で40万円、市内業者による施工の場合は、さらに市独自の助成額（上限10万円）が加算されます。
- ・補助事業については、遅くとも平成25年3月10日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

※詳しくは、神崎市のホームページをご覧ください。

## ○問い合わせ先

神崎市役所 建設課 ☎37-0103  
商工観光課 ☎37-0107

# 災害情報をより確実に

防災行政無線の補完機能で放送内容が確認できます。

## ①電話案内サービス

☎51-1260に電話をかけると放送された内容が確認できます。

## ②通話料がかかります。

※通話料がかかります。

## ③防災メールの配信

ぶんぶんテレビに加入されている方は、市民チャンネル（11チャンネル）でテロップやデータ放送での緊急情報を確認することができます。

## ④防災WEB（ホームページ）の開設

※登録方法は「防災メール登録方法」をご確認ください。

## ⑤防災WEB（ホームページ）の開設

放送された内容や防災に関する情報が確認できます。



## 防災メール登録方法

### 【登録方法 その1】

携帯電話にバーコードリーダー機能がある場合は左側の「QRコード」からアクセスし、案内に従い登録してください。



### 【登録方法 その2】

左記へアクセスし、登録してください。

<http://www.bousai.city.kanzaki.saga.jp/mail/pub/>

返信メールが受信できない時は、着信拒否の設定『ドメイン指定受信』（[bousai.city.kanzaki.saga.jp](mailto:bousai.city.kanzaki.saga.jp)）の確認を行ってください。

『ドメイン指定受信』の設定方法は各端末会社へお問い合わせください。

お問い合わせ先

神崎市役所 防災危機管理課  
☎37-0104

## ごみは自分の地区の集積場へ

最近、自分の地区以外のごみ集積場にごみを出しているとの苦情が寄せられています。

地区のごみ集積場は、地区が管理しています。各地区から指定ごみ袋に入れて出される家庭ごみを回収する場所であり、公共のごみ箱ではありません。自分の地区以外の集積場にごみを出したり、ルール違反のごみを捨てることはやめましょう。

## ◆お詫びと訂正◆

市報かんざき10月号3ページ「蜂の活動が激しい季節です」という記事の一部に誤りがありました。ここにお詫びして訂正いたします。

### 【誤】

蜂は、11月中旬には死んでしまいますが、今の時期は毒性が強く攻撃的ですので、注意をお願いします。

### 【正】

蜂は、今の時期は毒性が強く攻撃的ですので、注意をお願いします。

※一部の蜂は越冬します。

## ◎問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課  
☎37-0112